

茨城県イノシシ管理計画
(第二種特定鳥獣管理計画)
[第七期]

令和4年3月

茨城県県民生活環境部環境政策課

目次

1. 管理すべき鳥獣の種類	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の対象区域	1
4. 計画策定の目的	1
5. これまでの取組と現状	1
(1) これまでの取組	1
(2) 現状	2
① 分布状況	2
② 生息状況	2
③ 被害状況	2
(3) 前期計画の評価	2
6. 管理の基本的な考え方	3
7. 管理の目標	3
(1) 管理地域区分	3
(2) 管理目標	5
8. 目標達成のための具体的な方策	5
(1) 個体数管理に関する事項	5
① 捕獲促進のための取組	6
② 捕獲の担い手確保	7
③ その他	8
(2) 被害防止対策に関する事項	8
(3) 生息環境管理に関する事項	9
9. モニタリング等の調査研究	9
(1) 狩猟実態調査の実施	9
(2) 有害鳥獣捕獲実態調査の実施	9

(3) 農作物被害状況の把握	9
(4) 生息状況等の把握	10
10. その他の事項	10
(1) 人材育成	10
(2) 情報の提供及び普及啓発	10
(3) 隣接県との広域連携	10
(4) 計画の推進体制	11
(5) 錯誤捕獲への対応	11
(6) 豚熱を始めとした感染症対策の徹底	11
(7) 計画の検証と見直し	11
付属資料	12
(1) 前期（第六期）計画における管理地域区分	12
(2) 生息状況	12
(3) 被害状況	18
(4) 捕獲状況	21
① 捕獲状況（県全域）	21
② 捕獲位置	23
③ 捕獲状況（市町村別）	24
(5) 狩猟者の状況	25
① 狩猟者登録数	25
② 狩猟免状交付状況	28
③ 狩猟免許の新規取得者	31
(6) 被害防止対策実施状況	31
(7) 放射性物質への対応	32
(8) 市町村別統計資料	33

1. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2. 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

ただし、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、見直しの必要が生じた場合には、計画の改定等を検討する。

3. 計画の対象区域

茨城県全域

4. 計画策定の目的

- 農作物被害の軽減
- 地域個体群の安定的な維持
- 人身被害及び生活環境被害の解消

5. これまでの取組と現状

(1) これまでの取組

本県では、県北地域から県央地域の中山間地域及び県南地域の筑波山周辺を中心にイノシシが生息し、農作物被害が発生していたため、平成17年10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。平成26年5月に改正され現在は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改称。以下「鳥獣保護管理法」という。）」に基づき、「茨城県イノシシ保護管理計画」（平成27年5月に改定し現在は「茨城県イノシシ管理計画」に改称。）を策定した。

当該計画のもと、侵入防止柵の設置や許可捕獲の推進等の対策に取り組み、人とイノシシの共存に努めてきたが、依然として生息域及び被害発生地域の拡大がみられたため、前期（第六期）計画においては、従来の対策に加え、モニタリング調査や関係機関との連携強化を進めてきた。

(2) 現状

① 分布状況

本県においてイノシシは、昭和 45 年度調査時点で県北地域、県央地域の西側、県西地域及び県南地域の北部に分布していた。しかしながら、平成 15 年度調査時点では南東方向にも拡大し、令和 2 年度調査時点では、県西地域の西部、県南地域の南部及び鹿行地域の南東部を除く広い範囲においても生息が確認されている（付属資料：図 1、図 2）。

② 生息状況

毎年の捕獲数及びモニタリング調査結果等を用いて行った階層ベイズモデルによる個体数推定の結果によると、個体数は増加傾向にあり、令和元年度の県全域での個体数の推定値は中央値 40,423（90%信用区間：35,199-47,823）頭であった。地域別では、被害対策地域においては中央値 38,499（90%信用区間：33,604-45,512）頭、拡大防止地域においては中央値 1,924（90%信用区間：1,595-2,311）頭と推定している（付属資料：表 2、図 3）。

③ 被害状況

イノシシによる農作物被害額は、平成 29 年度を頂点に減少傾向となり、令和元年度からは 100,000 千円以下に抑えられている。一方、農作物被害が確認された市町村の範囲は縮小していない。（付属資料：表 4、5、13～15）、

また、イノシシによる人身被害は、被害なしの年度もあったものの、平成 29 年度に 2 件、令和元年度に 1 件発生している。（付属資料：表 6）。

(3) 前期計画の評価

前期（第六期）計画期間中の継続的なモニタリングにより、分布や被害状況の把握が進んだ。

また、捕獲の強化により、前期（第六期）計画において設定した捕獲目標である年間 7,000 頭を達成したほか、被害防止対策を含めた総合的なイノシシ対策により、農作物被害額を減少傾向に転じることができた。

一方で、イノシシの生息域と被害発生地域は拡大しており、生息域拡大に伴う人身被害リスクの増加も懸念されるため、その抑制に向けて、更なる個体数管理、被害防止対策及び生息環境管理を進める必要がある。

6. 管理の基本的な考え方

現状把握及び対策の効果検証（評価）の基礎データとなる生息状況と被害状況、対策実施状況について、継続的に調査とデータ収集を行う。

また、収集されたデータの分析結果に基づいて、取組の評価、課題の抽出及び改善策の検討を行う、順応的管理により、効果的な取組を推進する。

7. 管理の目標

(1) 管理地域区分

本計画においては、イノシシの分布、捕獲状況、農作物被害状況及び地形的なまとまりや行政界等を考慮して、管理地域を被害対策地域と拡大防止地域の2つに分類する（表1、図1）。

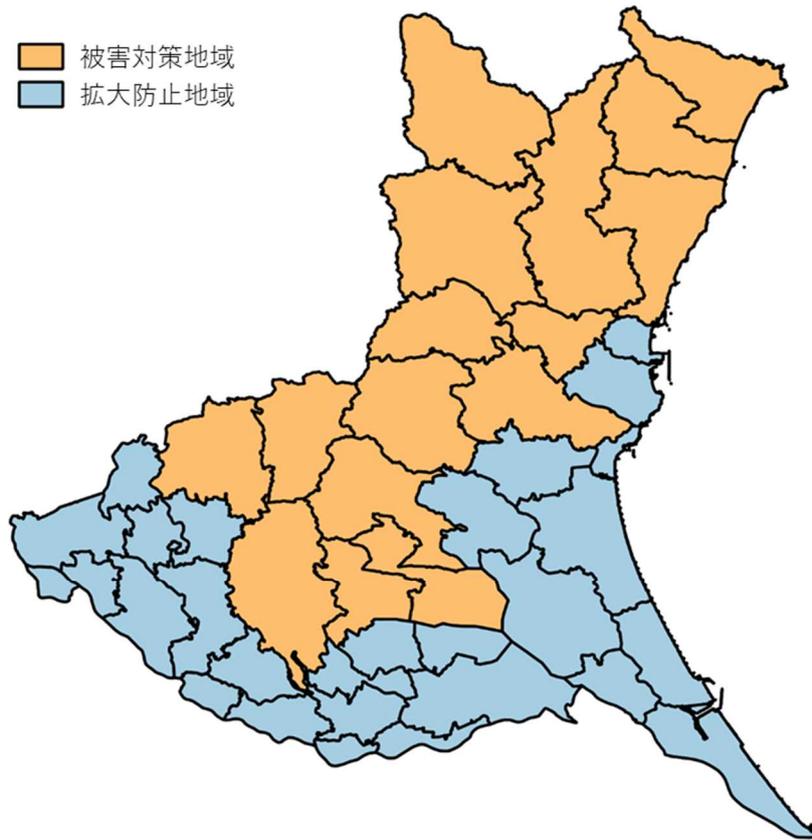
なお、今後の生息域及び被害発生地域の拡大を最小限に抑えるためには、イノシシの早期発見・対策を行うことが重要である。前期（第六期）計画で設定されていた出現監視地域は、すでにイノシシの侵入・定着が確認されている地点が複数見受けられることから、拡大防止地域に編入し、出現監視地域という区分は廃止する。（付属資料：表1、図2）

表1：管理地域の区分と定義

管理地域区分	定義	市町村
被害対策地域	第一期計画策定時（平成17年度）からイノシシによる農作物被害が恒常的に続いている地域	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、城里町、大子町（16市町*）
拡大防止地域	第一期計画策定時（平成17年度）にはイノシシの生息や農作物被害が報告されていなかった地域	被害対策地域以外（28市町村）

※被害対策地域については前期計画から変更なし。

図1：本計画における県内の管理地域区分



(2) 管理目標

- 農作物被害を令和元年度比で半減する
- 個体数の増加を抑制するとともに生息域の拡大を防ぐ
- 人身被害ゼロの達成と継続

8. 目標達成のための具体的な方策

3つの管理目標の達成に向けて、イノシシの効果的な対策を推進していくために、「個体数管理」、「被害防止対策」、「生息環境管理」を総合的に実施していく。

(1) 個体数管理に関する事項

3つの管理目標を達成するため、各管理地域区分における目標を以下のとおり定めることにより、個体数管理を推進する。

なお、イノシシは個体数変動の激しい動物であり、推定された個体数には幅があることから、モニタリングを継続し、見直しの必要が生じた場合には、計画期間内であっても、捕獲目標を見直すこととする。

加えて、令和2年6月以降、複数市町村において野生イノシシの豚熱陽性個体が確認されていることから、今後の生息状況への影響について注視していく。

表 2 : 管理地域区分の今期計画における捕獲目標

管理地域区分	今期計画での捕獲目標
被害対策地域	個体数の増加を抑制するため、年間の捕獲目標を 14,000 頭として、捕獲を推進する。
拡大防止地域	生息域の拡大を防止するため、年間の捕獲目標を 1,100 頭として、捕獲を推進する。

<捕獲目標の考え方>

捕獲目標の設定には、令和 2 年度に実施した被害対策地域及び拡大防止地域におけるイノシシの個体数推定結果を使用した。具体的には、推定された令和元年度の個体数及び自然増加率 (1.325) ※と、令和 2 年度の捕獲数を用いて、令和 2 年度以降の個体数を予測し、個体数の増加の抑制に必要な捕獲数を設定した (付属資料 : 表 3、図 4)。

※令和 2 年度の個体数推定結果によって得られた茨城県内のイノシシの自然増加率の推定値

被害対策地域の個体数の増加抑制に必要な捕獲数は、令和 3 年度末 (令和 4 年度当初) の予測個体数の中央値 42,202 頭に、年間の増加割合 (0.325) を掛けて、約 14,000 頭とした。

拡大防止地域の生息域の拡大防止に必要な捕獲数については、被害対策地域と同様に分析すると、令和 3 年度末 (令和 4 年度当初) の予測個体数の中央値 2,504 頭に、年間の増加割合 (0.325) を掛けて 820 頭となる。ただし、この推定結果は拡大防止地域に区分される 28 市町村のうち、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町の 4 市町 (第六期計画時に拡大防止地域に該当していた市町) のみの推定生息個体数に基づくものであるため、推定対象となっていなかった 24 市町村における令和 2 年度捕獲実績 266 頭を最低限の捕獲数として積み上げ、必要な捕獲数を約 1,100 頭とした。

① 捕獲促進のための取組

● 狩猟期間の延長

捕獲圧の維持を図るため、狩猟期間を 11 月 15 日から 3 月 31 日までに延長する。ただし、延長した期間である 3 月 16 日から 3 月 31 日までに使用できる猟具は「わな」に限定し、わなに掛かったイノシシを止めさしする場合のみ、銃器の使用を可能とする。

● 市町村一斉捕獲の実施

イノシシは、行政界を越えて山地等を移動することから、被害の多発する時期に、隣接する市町村が連携して、期間を統一した一斉捕獲を推進する。

● 鳥獣保護区における捕獲 (狩猟を除く) の実施

狩猟期間内であっても、鳥獣保護区において、捕獲 (狩猟を除く) を実施する。ただし、捕獲にあたっては、違法捕獲と誤解されないよう十分留意するとともに、イノシシ以外の鳥獣の生息状況に配慮した猟法 (わな等) とする。

- **個体数調整捕獲の実施**

イノシシに対する捕獲圧を強化するため、個体数調整を目的とする場合は、年間を通じた捕獲を可能とする。

- **指定管理鳥獣捕獲等事業の実施**

本計画に基づき「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業として、県による捕獲を行う。

- **禁止する猟法の一部解除**

大型獣（特にツキノワグマ）の錯誤捕獲の危険性に配慮して、輪の直径が 12 cm を超えるくくりわなを用いたイノシシ等の狩猟が禁止されているが、本県においては、ツキノワグマは平成 28 年 6 月に県北地域（福島県との県境付近等）で出没があつて以降の目撃情報が皆無であることから、禁止猟法から解除する。

ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、出没場所付近からわなを移動又は設置を中止する。

② 捕獲の担い手確保

狩猟者が高齢化などを理由に減少し、地域によっては許可捕獲への対応が困難になっていることから、現在の県内狩猟者登録数（約 3,000 件）を維持できるよう、一般社団法人茨城県猟友会（以下、「猟友会」という。）と連携して、積極的に捕獲の担い手を確保する。また、認定鳥獣捕獲等事業者制度に基づく法人による捕獲への参入を促す。

- **若者や農業後継者等への狩猟免許取得の推進**

狩猟者の裾野を広げるため、若者や農業後継者等を対象として、狩猟が持つ社会的役割や狩猟の魅力、狩猟免許制度を紹介するパンフレットの配布や、狩猟者による体験談や実演を内容とするセミナーの開催により、狩猟免許の取得を推進する。

- **狩猟免許試験の受験機会の拡大**

狩猟免許試験について、休日開催、地方開催又はわな猟免許専門試験日を設けることにより、受験しやすい環境を整備する。

- **初心者の狩猟技能の向上**

狩猟免許を取得した初心者に対して、狩猟技能講習会の開催及び狩猟者同士の交流機会を提供することで、捕獲に必要な知識の習得と技術の向上を図る。

- **県民の理解の浸透**

狩猟が野生鳥獣の保護及び管理に果たす役割をウェブページ等で県民に広報し、理解の浸透を図る。

③ その他

● 特例休猟区の指定

狩猟鳥獣の減少等により休猟区を指定する必要性が生じた際には、イノシシの狩猟捕獲を可能とする特例休猟区としての指定を検討する。

● 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）の指定

既存の鳥獣保護区において、イノシシによる農作物被害が著しい場合は、被害の軽減を図ることを目的として、鳥獣保護区を一時的に解除して狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）として指定することを検討する。

(2) 被害防止対策に関する事項

管理目標である「農作物被害を令和元年度比で半減する」及び「人身被害ゼロの達成と継続」を達成するため、侵入防止柵の設置等を行うことにより、被害防止対策を推進する。

● 被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置の促進

イノシシを対象とする「鳥獣被害防止計画」を未作成の 15 市町村（令和 3 年 3 月時点）に、同計画の作成とそれに基づく有害鳥獣捕獲の実施及び鳥獣被害防止対策実施隊の結成と被害軽減に向けた活動を促す。

● 侵入防止柵の設置

農作物被害を軽減するため、イノシシの生態を十分に踏まえた侵入防止柵の設置を進めるとともに、その適切な維持管理を行う。

また、「鳥獣被害防止計画」の作成支援を通じ、市町村に対して、侵入防止柵の設置に関する財政的な支援を受けられる鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）の活用を促す。

● 地域ぐるみの対策

被害防止対策は、被害を受けた者が個別に取り組むよりも、農業従事者、農業団体及び市町村等が一体となって取り組む方がより効果が高くなることから、地域ぐるみで総合的に侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備等の対策に取り組む。

併せて、イノシシによる人身被害に加えて、市街地出没・家庭菜園被害等の生活環境被害を防止するため、市町村と連携して、県民に対し、イノシシ出没に関する注意喚起や、遭遇時の対応方法、誘引の防止等について普及啓発を行う。

(3) 生息環境管理に関する事項

3つの管理目標を達成するため、イノシシを人の生活圏に寄せ付けないための環境づくりをすることにより、イノシシの生息環境管理を推進する。

● 環境整備

耕作放棄地、耕作地周辺のヤブ又は管理不足の山林等は、イノシシの恰好の餌場、隠れ場又は通り道となる。このため、イノシシの侵入経路を遮断し、イノシシにとって好適な生活環境を除去するための取組方法について県民へ周知することで、人の生活圏へのイノシシ出没を抑制する。

【具体例】

- ・ イノシシの隠れ場となる、耕作放棄地や山沿いのヤブを刈り払う。
- ・ 野菜や果実の取り残し（収穫残渣）あるいは廃棄果樹の放置は、餌付けと同様にイノシシの人慣れを促進させ人里や農地へ近付ける要因となることから、再利用し堆肥化するなど適切な処理を行う。
- ・ 水田のヒコバエや落ち穂は餌の少ない冬期の餌となることから、秋耕起を行う。

9. モニタリング等の調査研究

野生鳥獣の管理を行う上で生息状況等の情報は重要な基盤であり、科学的な管理のために必須である。このため、以下の調査を実施し、基礎資料を収集する。

(1) 狩猟実態調査の実施

狩猟期間の捕獲状況を把握するため、狩猟者登録者に対して調査票を配布し、出猟月日、捕獲方法、出猟場所、従事者数、目撃数及び捕獲頭数の調査を行う。

(2) 有害鳥獣捕獲実態調査の実施

許可捕獲による捕獲状況を把握するため、市町村に調査票を配布し、出猟月日、捕獲方法、捕獲場所、従事者数、目撃数、捕獲頭数、捕獲個体の性別及び体重等の調査を行う。

(3) 農作物被害状況の把握

農作物の被害状況を把握するため、県関係機関、市町村及び農業団体等の協力のもと、被害発生時期、被害発生場所、被害作物及び被害規模等について定量的な情報を収集する。

なお、より正確に情報を把握するため、被害の把握を複数の調査方法により総合的に行うことを市町村に促す。

(4) 生息状況等の把握

生息状況を把握するため、狩猟関係者（猟友会等）や農業関係者へイノシシの目撃状況等のアンケート調査を実施するほか、地域の生態系全体へのイノシシの影響（希少動植物への被害等）も含め、市町村が把握するイノシシ関連情報を積極的に収集する。

10. その他の事項

(1) 人材育成

地域ぐるみで総合的な被害防止対策が実施できるよう、イノシシの侵入経路の確認や効果的な侵入防止柵の整備等について、現場で助言・支援する人材が不可欠である。

このため、鳥獣被害対策行政の中心となる市町村担当者等を対象に研修会を開催し、地域の被害対策手法の普及を図る。

(2) 情報の提供及び普及啓発

前期（第六期）に引き続き、県民や市町村、狩猟者、捕獲従事者に対して、パンフレット等により、イノシシ対策に関する情報を提供していく。

- ・ 「箱わなによるイノシシ捕獲マニュアル」
（箱わなの特性や効果的な設置方法や捕獲時の注意点などを記載）
- ・ 「狩猟を始めたい方へ 目指せ！ハンター」
（狩猟の目的や始めるまでの流れ、免許の種類や試験について記載）
- ・ 「イノシシにご注意ください！」
（イノシシに出会った時の対処法について記載）

(3) 隣接県との広域連携

隣接県と接する地域におけるイノシシによる被害を効率的・効果的に防止するため、隣接県と広域で連携を密にして、次のような取り組みを行う。

- ・ イノシシによる被害の状況把握と現状分析
- ・ 被害防止対策
- ・ 調査、研究、広報活動
- ・ その他目的達成に関して必要な事業

(4) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、県、市町村、猟友会及び農業団体における幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、「茨城県イノシシ等被害防止対策協議会」により、関係機関の連携・協力を図る。

(5) 錯誤捕獲への対応

中型哺乳類・ツキノワグマ等の錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討して錯誤捕獲を防止するよう、狩猟者及び捕獲従事者へ指導する。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう事前の放獣体制の構築に努めるとともに、錯誤捕獲の情報を報告するよう、実施事業者へ指導する。

(6) 豚熱を始めとした感染症対策の徹底

豚熱は人へは感染しないものの、家畜へ伝播した場合に畜産業への影響も大きいことから、死亡イノシシ及び捕獲イノシシの抗原検査及び抗体検査等のサーベイランス調査を実施する。県内の豚又はイノシシの飼養施設で豚熱が発生した場合は、茨城県「豚熱防疫対策マニュアル」に基づいて、体制を組織し、発生時に必要とされる防疫作業等を実施する。

また、環境省・農林水産省の「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」や豚熱関連チラシ、広報ツールを活用し、狩猟者及び捕獲従事者へ防疫の徹底について注意喚起するほか、県民へも豚熱について周知啓発し、拡散防止を図る。

さらに、ダニ媒体感染症等、イノシシ捕獲作業等により感染するおそれのある人獣共通感染症についても狩猟者及び捕獲従事者へ周知し、感染症防止対策を促進する。

(7) 計画の検証と見直し

イノシシの管理を適切に行うため、被害・捕獲状況を適時に把握し、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行うものとする。

また、イノシシは個体数の季節間変動や年次変動が大きく、自然増加率も変動することから生息数の推定方法は確立されていない。このため、各種調査や捕獲状況を注視し、生息数の急激な変化が想定される場合には、計画期間に関わらず本計画を見直すものとする。

付属資料

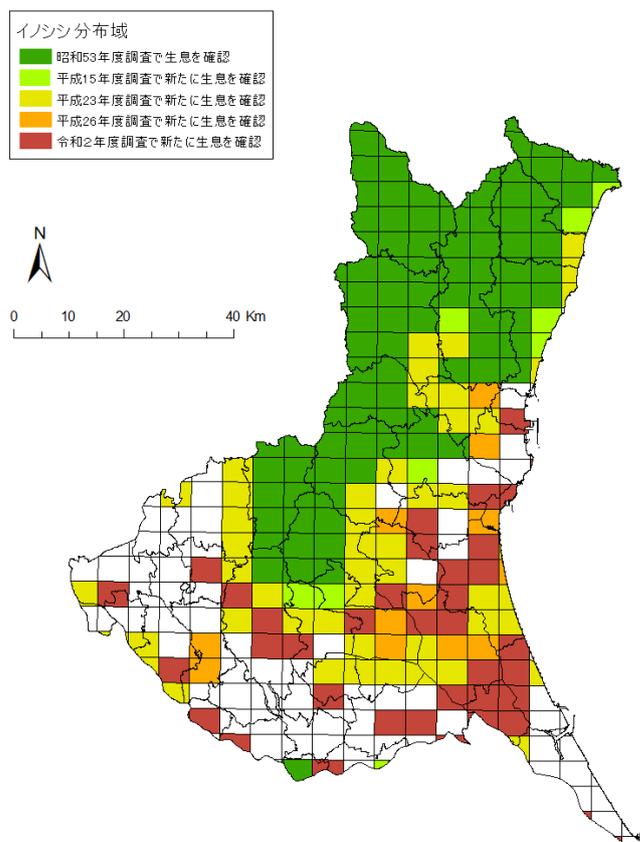
(1) 前期（第六期）計画における管理地域区分

表 1：前期（第六期）計画における管理地域区分

旧管理地域区分名	定義	市町村
被害対策地域	イノシシによる農林作物被害が依然として続いており、引き続き被害対策を行う地域	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、城里町、大子町（16市町）
拡大防止地域	従来、イノシシの生息や農林作物被害が報告されていなかった地域	行方市、銚田市、小美玉市、茨城町（4市町）
出現監視地域	イノシシの目撃等の情報を収集し、早期の対策を検討する地域	被害対策地域、拡大防止地域以外の地域（24市町村）

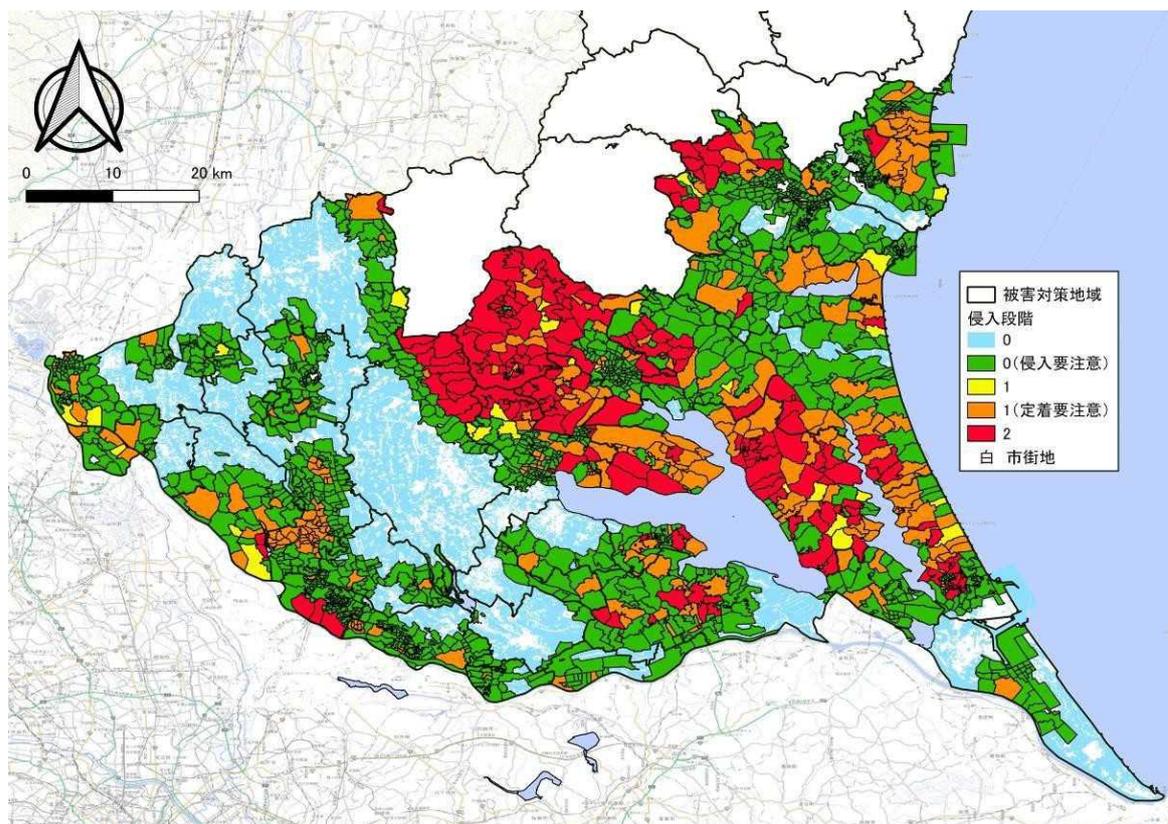
(2) 生息状況

図 1：イノシシの生息分布図（県全域）



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について」（環境省）
<https://www.env.go.jp/press/109239.html> を加工して作成

図2：県の南部におけるイノシシの侵入段階



(令和2年度生息状況調査結果による)

表2：個体数の推定結果^{注1}（県全域^{注2}）

[単位：頭]

年度	90%信用区間 (下限)	50%信用区間 (下限)	中央値	50%信用区間 (上限)	90%信用区間 (上限)	捕獲数
平成17年度	7,931	8,165	8,332	8,503	8,750	1,936
平成18年度	9,053	9,329	9,528	9,731	10,025	2,077
平成19年度	10,600	10,924	11,158	11,394	11,740	1,937
平成20年度	12,488	12,865	13,139	13,413	13,822	2,051
平成21年度	14,094	14,526	14,840	15,163	15,640	2,919
平成22年度	16,334	16,831	17,196	17,570	18,135	2,759
平成23年度	18,960	19,534	19,957	20,398	21,071	2,607
平成24年度	21,758	22,421	22,910	23,432	24,247	3,275
平成25年度	24,798	25,575	26,150	26,771	27,777	3,746
平成26年度	26,887	27,802	28,487	29,245	30,508	5,567
平成27年度	29,328	30,434	31,268	32,201	33,826	6,003
平成28年度	30,358	31,736	32,774	33,951	36,053	8,076
平成29年度	32,879	34,624	35,941	37,465	40,216	7,299
平成30年度	34,711	36,965	38,680	40,666	44,271	9,416
令和元年度	35,199	38,165	40,423	43,045	47,823	11,050
被害対策地域	33,604	36,382	38,499	40,969	45,512	10,679
拡大防止地域	1,595	1,783	1,924	2,076	2,311	371

注1：捕獲実績等のデータを基に階層ベイズモデルによって得られた市町村別（各15万個）の推定値を管理地域区別に合算し、それぞれの中央値等を算出した。県全域の推定値は管理地域区別の中央値等を合算して算出した。

注2：推定精度を上げるため、捕獲数等のデータが少ない前期（第六期）計画における出現監視地域については計算上除外し、被害対策地域と拡大防止地域の推定個体数の合計を県全域の推定個体数としている。併せて捕獲数も、出現監視地域を除いた合計値を記載している。

図3：推定個体数の推移（県全域）

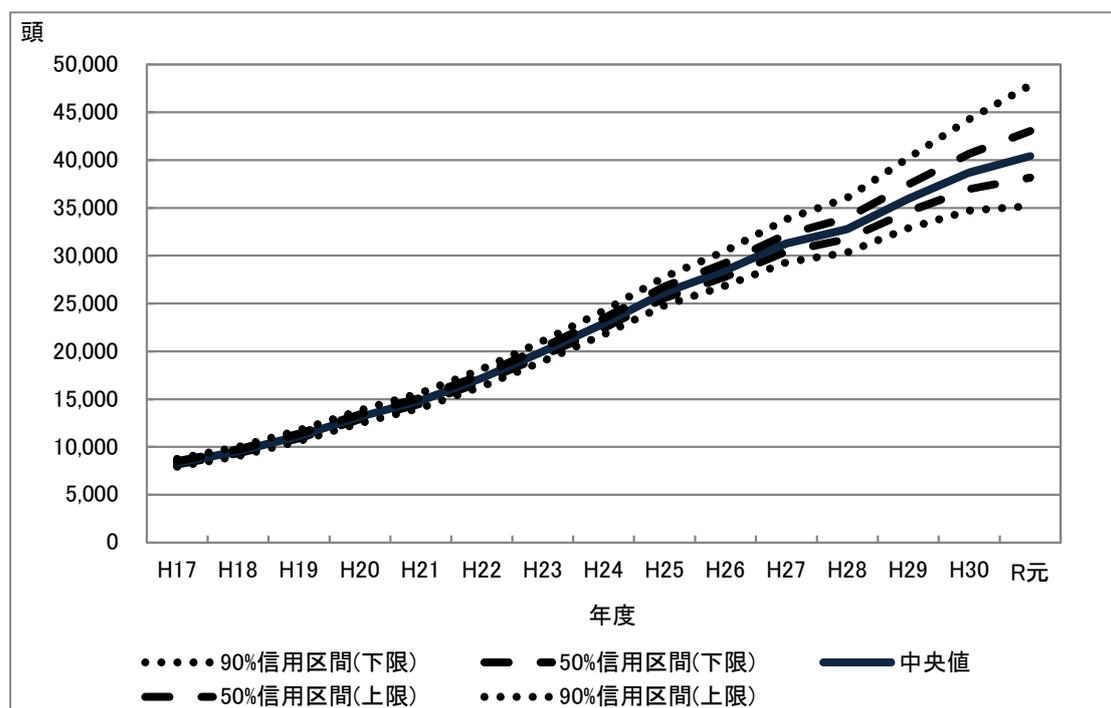


表3：予測個体数^{注1}と必要捕獲数（県全域^{注2}）

[単位：頭]

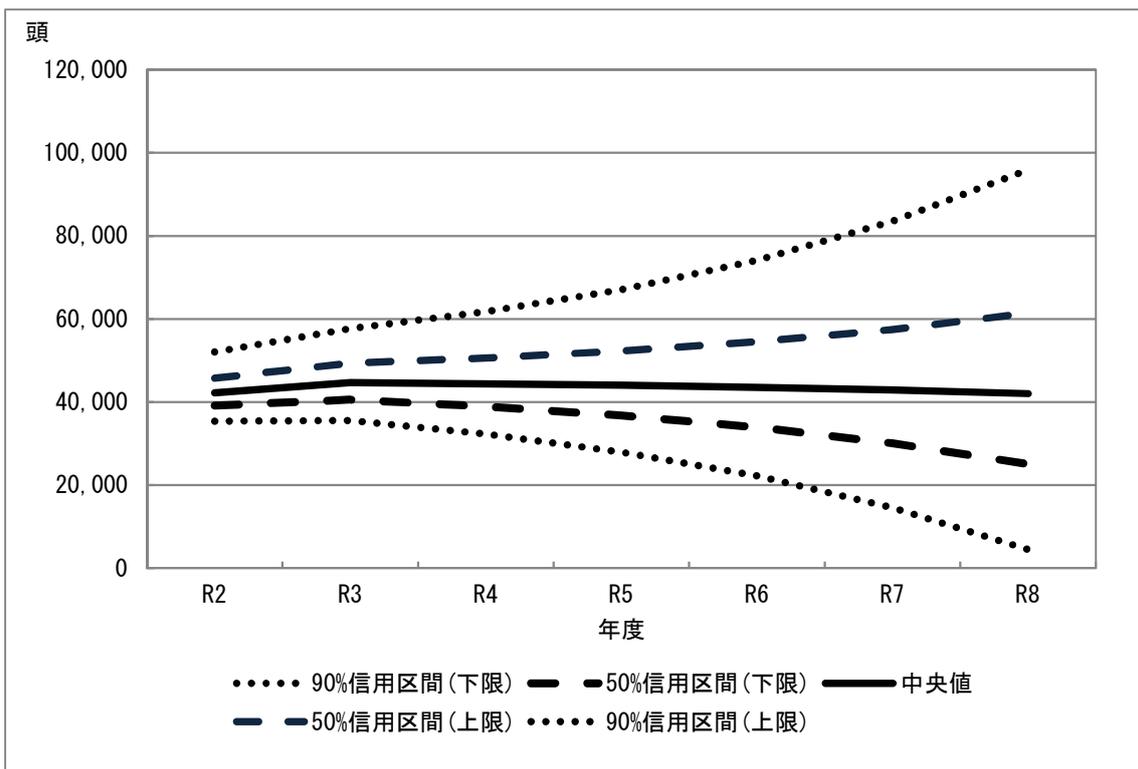
年度	90%信用区間 (下限)	50%信用区間 (下限)	中央値	50%信用区間 (上限)	90%信用区間 (上限)	必要 捕獲数 ^{注3}
令和2年度	35,370	39,177	42,265	45,752	52,062	—
被害対策地域	33,631	37,285	40,091	43,377	49,376	—
拡大防止地域	1,739	1,892	2,174	2,375	2,686	—
令和3年度	35,573	40,599	44,706	49,353	57,708	—
被害対策地域	33,643	38,467	42,202	46,582	54,524	—
拡大防止地域	1,930	2,132	2,504	2,771	3,184	—
令和4年度	32,300	38,967	44,423	50,621	61,725	14,820
被害対策地域	30,561	36,961	41,924	47,769	58,325	14,000
拡大防止地域	1,739	2,006	2,499	2,852	3,400	820
令和5年度	27,968	36,806	44,053	52,297	67,056	14,820
被害対策地域	26,483	34,968	41,561	49,337	63,368	14,000
拡大防止地域	1,485	1,838	2,492	2,960	3,688	820
令和6年度	22,229	33,931	43,557	54,528	74,093	14,820
被害対策地域	21,082	32,316	41,074	51,425	70,024	14,000
拡大防止地域	1,147	1,615	2,483	3,103	4,069	820
令和7年度	14,604	30,128	42,910	57,485	83,482	14,820
被害対策地域	13,903	28,807	40,440	54,192	78,907	14,000
拡大防止地域	701	1,321	2,470	3,293	4,575	820
令和8年度	4,526	25,081	42,051	61,405	95,917	14,820
被害対策地域	4,417	24,152	39,596	57,861	90,670	14,000
拡大防止地域	109	929	2,455	3,544	5,247	820

注1：当計画における捕獲目標数が令和4年度以降毎年達成された場合に、推定個体数（付属資料表2）がどのように変化するかを予測した個体数。（令和2年度の捕獲数は実績分、令和3年度の捕獲数は令和2年度実績と同数と仮定。）

注2：令和元年度までの推定個体数（付属資料表2）を基にしているため、前期（第六期）計画における被害対策地域と拡大防止地域の予測個体数の合計を県全域の予測個体数としている。

注3：拡大防止地域の必要捕獲数は、前期（第六期）計画における出現監視区域の必要捕獲数を上乘せする前の頭数を用いているため、当計画における捕獲目標数とは一致しない。

図4：予測個体数の推移（県全域）



(3) 被害状況

表4：イノシシによる農作物の被害状況（県全域）

	H12	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実被害面積 (a)	7,014	4,793	4,086	4,078	4,396	5,159	6,413	10,214	12,028	8,640	8,100	8,234
被害量 (kg)	196,780	360,417	349,671	320,534	518,039	448,196	471,808	646,885	862,226	501,293	534,628	434,002
被害額 (千円)	38,864	79,510	71,652	62,164	75,452	89,142	88,712	114,478	153,745	100,431	97,126	92,541

(H12～27: 県農業総合センター病害虫防除部、H28: 農村環境課、H29～R2: 農村計画課調べ)

表5：イノシシによる農作物の種類ごとの被害額（県全域）

[単位：千円]

	H12	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
稲	24,016	39,855	36,528	30,760	36,413	44,655	55,973	74,932	96,573	56,379	50,668	43,166
麦類	0	0	0	0	0	5	0	1,202	700	888	1,862	616
豆類	5	617	269	82	103	863	558	2,154	1,524	3,633	962	995
雑穀	0	439	26	464	71	285	255	1,355	849	2,429	1,776	5,009
果樹	2,203	20,247	12,301	11,135	4,245	8,947	7,861	9,804	15,088	11,816	7,604	8,570
飼料作物	157	110	0	198	1,469	278	128	611	1,426	520	389	109
野菜	3,685	7,900	13,488	8,500	14,767	13,232	8,245	10,517	19,950	12,125	15,695	16,116
いも類	7,773	10,488	9,040	10,608	18,272	20,808	15,444	13,903	17,595	12,296	17,953	17,691
工芸作物	1,025	481	0	63	15	69	176	0	40	145	0	130
その他	0	0	0	357	97	0	0	0	0	200	216	139
合計	38,864	79,510	71,652	62,164	75,452	89,142	88,712	114,478	153,745	100,431	97,126	92,541

※千円未満の端数処理（四捨五入）により合計が合わない場合がある。

(H12～27: 県農業総合センター病害虫防除部、H28: 農村環境課、H29～R2: 農村計画課調べ)

図5：イノシシによる農作物実被害面積と捕獲数の推移（県全域）

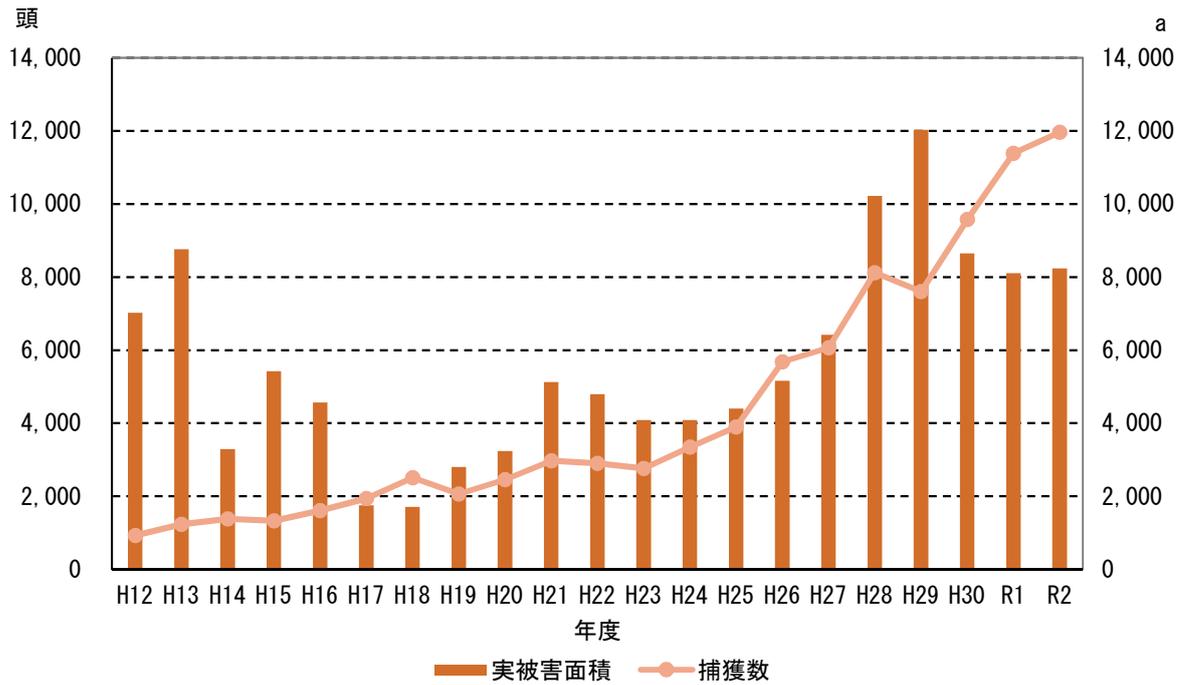
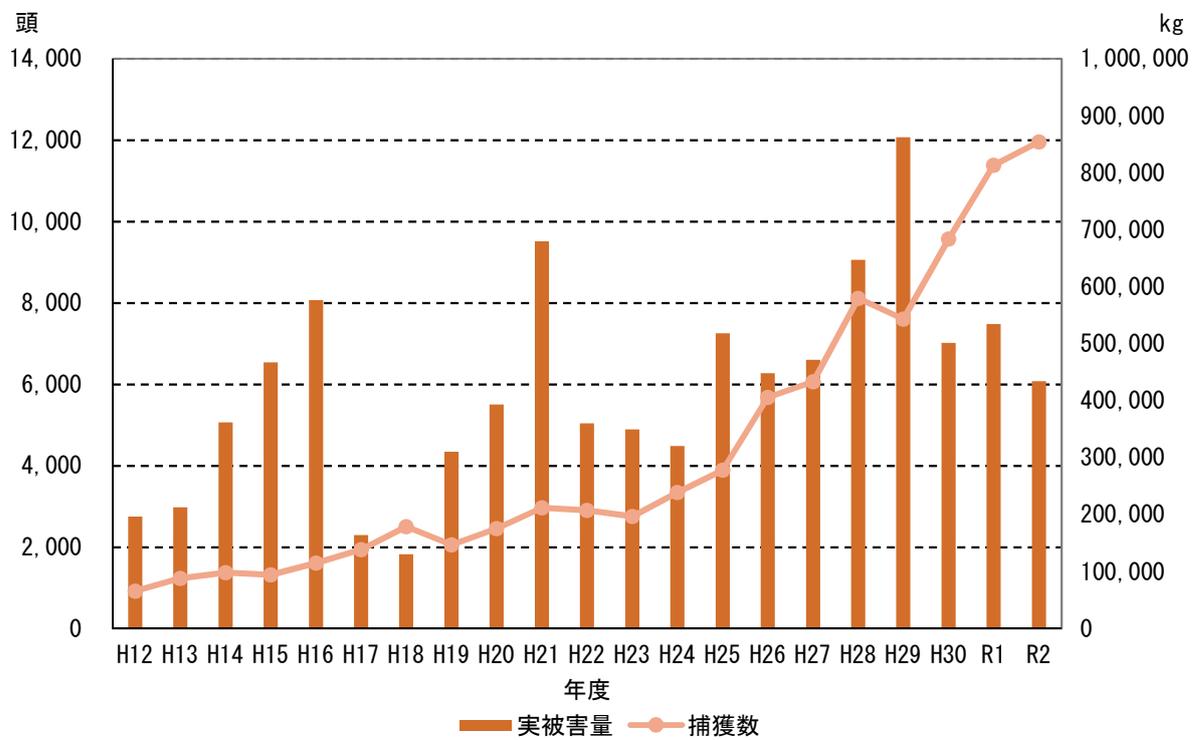
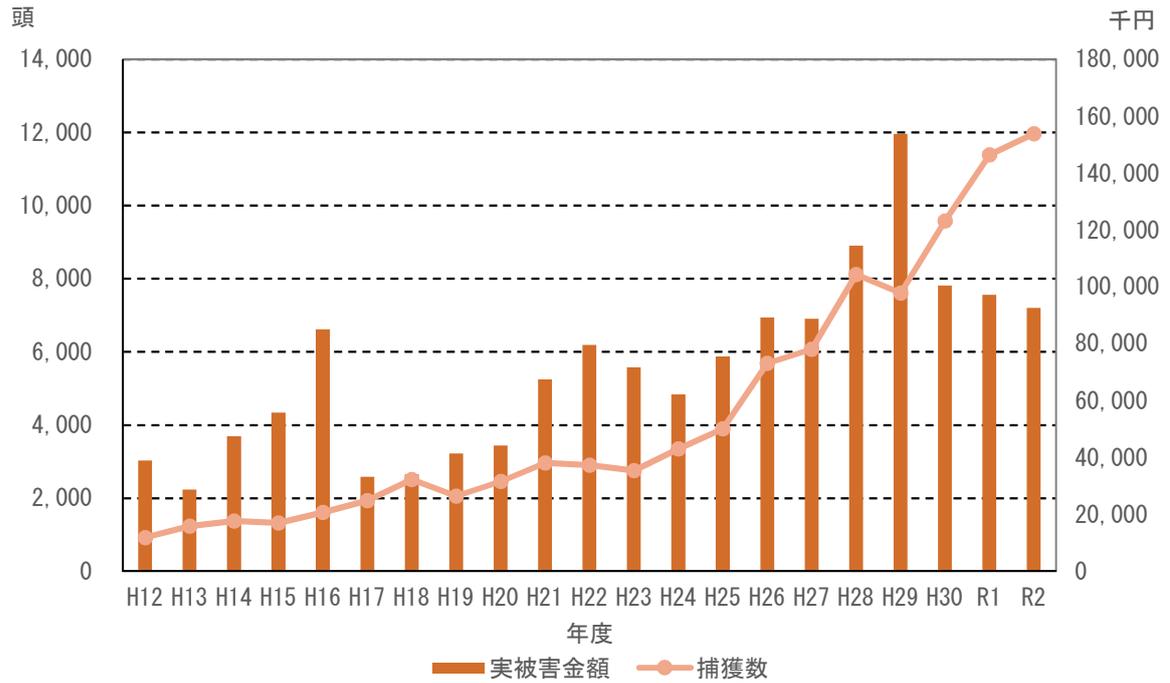


図6：イノシシによる農作物被害量と捕獲数の推移（県全域）



※詳細な数値は表4（農作物の被害状況）・表7（区分別捕獲数）に記載

図7：農作物被害額と捕獲数の推移（県全域）



※詳細な数値は表4（農作物の被害状況）・表7（区分別捕獲数）に記載

表6：イノシシによる人身被害数（県全域）

	H28	H29	H30	R1	R2
件数	0	2	0	1	0
被害人数	0	3	0	1	0

※狩猟中、捕獲作業中における被害は除く。

(4) 捕獲状況

① 捕獲状況（県全域）

図8：捕獲区分別の捕獲数の推移
頭

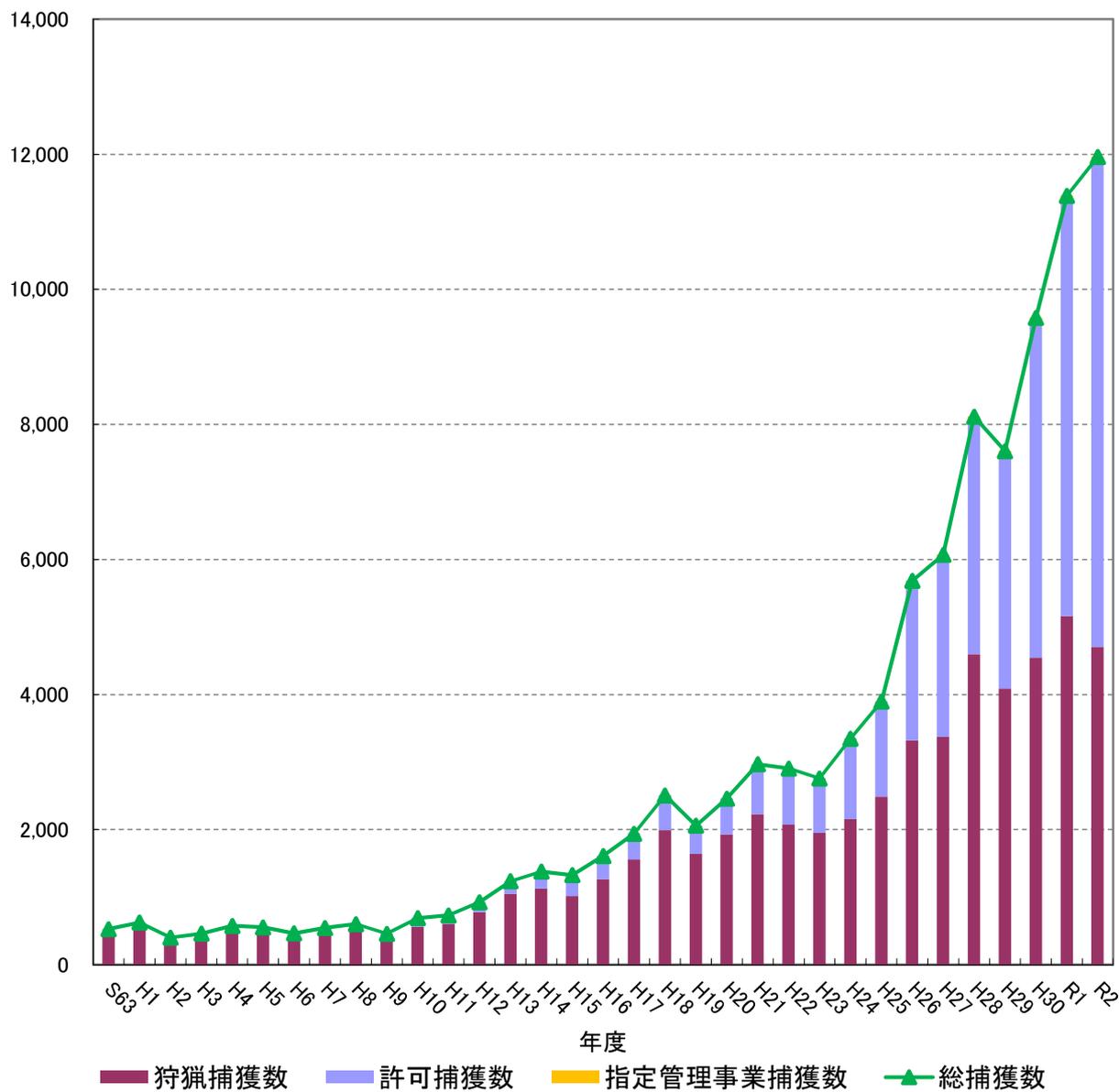


表7：捕獲区分別の捕獲数（県全域）

〔単位：頭〕

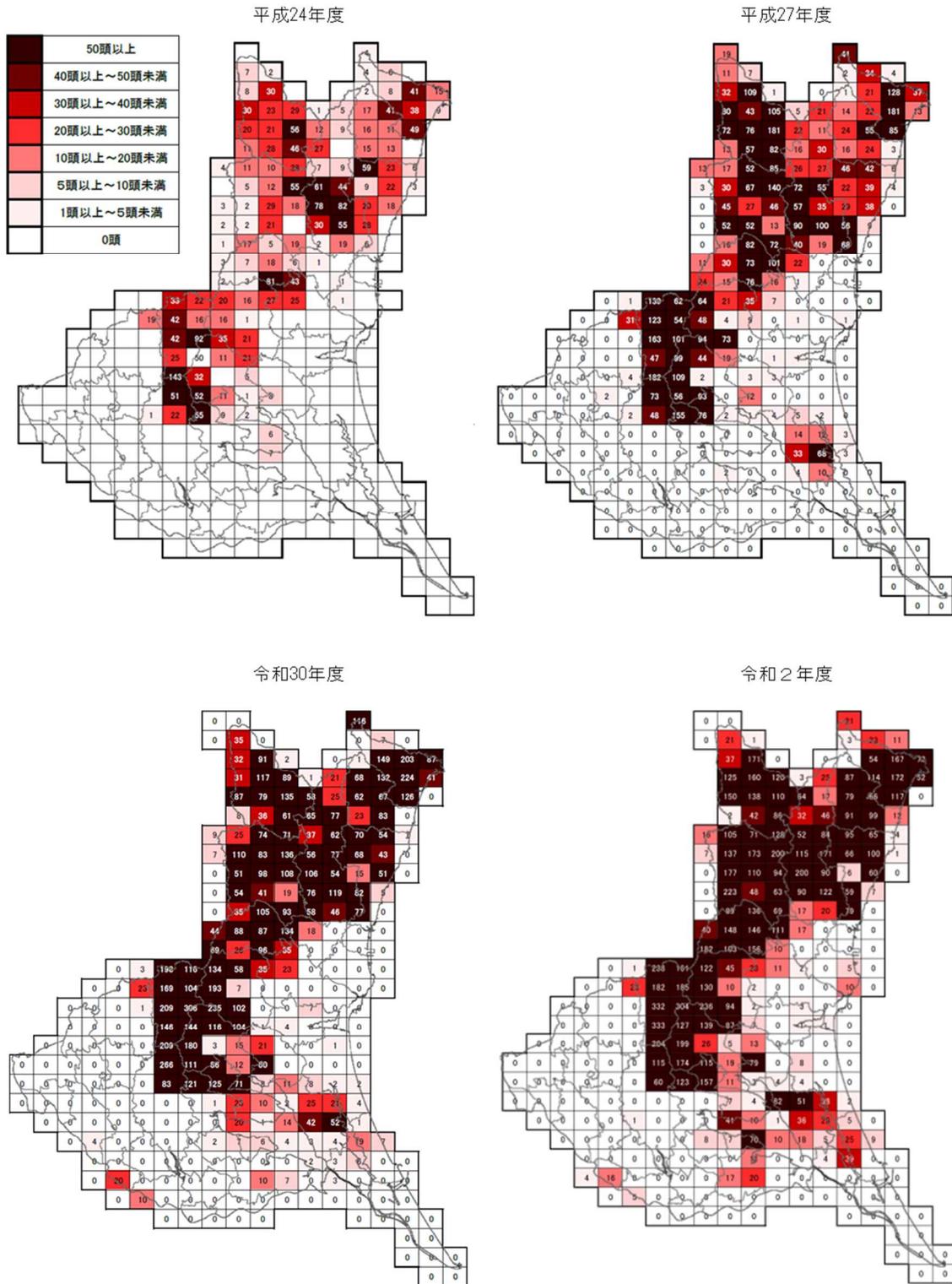
	狩 猟 捕 獲 数				許 可 捕獲数	指定管 理事業 捕獲数	合 計	捕 獲 目標数	目 標 達成率
	計	わな猟	銃 猟	わな猟 の割合					
H12	774	358	416	46.30%	153		927		
H13	1,050	531	519	50.60%	186		1,236		
H14	1,127	633	494	56.20%	253		1,380		
H15	1,015	670	345	66.00%	312		1,327		
H16	1,265	892	373	70.50%	346		1,611		
H17	1,555	1,113	442	71.60%	385		1,940	2,500	77.60%
H18	1,990	1,394	596	70.10%	518		2,508	2,500	100.30%
H19	1,638	1,197	441	73.10%	422		2,060	2,500	82.40%
H20	1,927	1,394	533	72.30%	533		2,460	2,500	98.40%
H21	2,227	1,603	624	72.00%	742		2,969	2,500	118.80%
H22	2,071	1,621	450	78.30%	834		2,905	3,000	96.80%
H23	1,951	1,439	512	73.80%	807		2,758	3,000	91.90%
H24	2,152	1,706	446	79.30%	1,196		3,348	3,500	95.70%
H25	2,487	1,899	588	76.40%	1,409		3,896	3,500	111.30%
H26	3,317	2,772	545	83.60%	2,368		5,685	3,500	162.40%
H27	3,370	2,961	409	87.90%	2,673	26	6,069	5,000	121.40%
H28	4,594	3,946	648	85.90%	3,442	81	8,117	5,000	162.30%
H29	4,086	3,566	520	87.30%	3,457	63	7,606	7,000	108.70%
H30	4,545	3,841	704	84.50%	4,970	64	9,579	7,000	136.80%
R1	5,160	4,551	609	88.20%	6,158	69	11,387	7,000	162.70%
R2	4,704	4,004	700	85.10%	7,205	54	11,963	7,000	170.90%

※小数点第2位四捨五入

② 捕獲位置

図9：捕獲位置図（平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和2年度）

狩猟及び許可捕獲により捕獲されたイノシシの捕獲位置を県内メッシュ図に示すと、平成27年度から主に県北地域と筑波山周辺地域で捕獲数が増加するとともに、鹿行地域にも分布が拡大している。近年では県南地域の一部でも捕獲されている。



③ 捕獲状況（市町村別）

表8：イノシシの許可捕獲数の推移（市町村別）

[単位：頭]

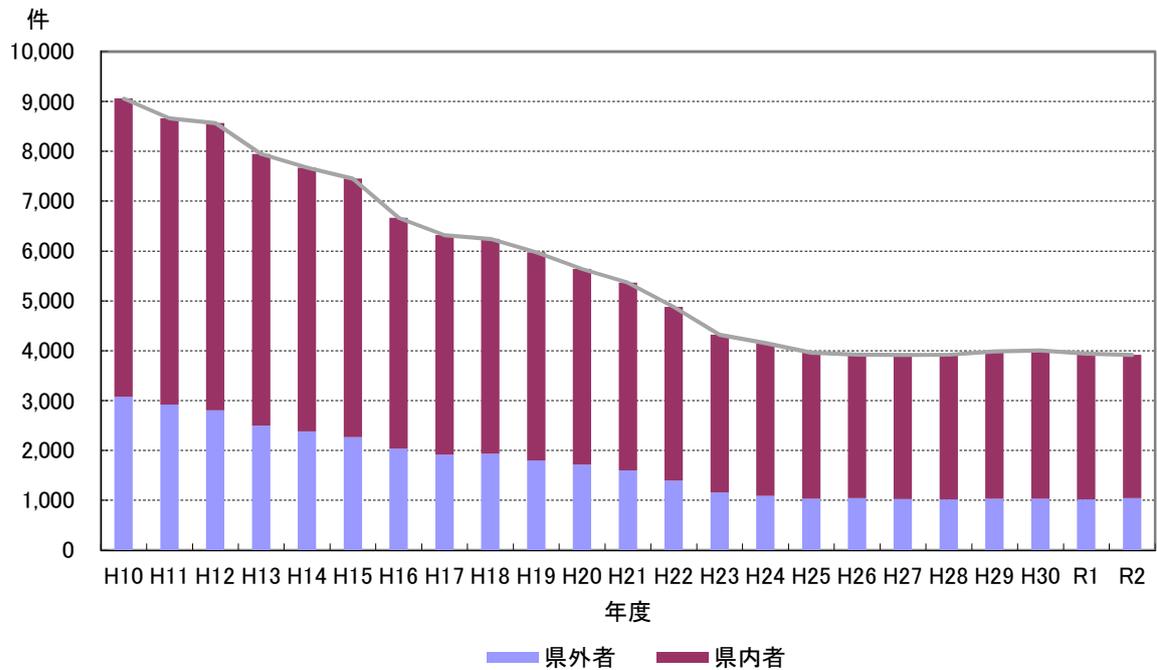
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水戸市	117	121	119	105	100	73	83	71	109	80	85
日立市	29	12	28	35	52	82	154	163	202	431	415
土浦市	41	51	67	85	75	149	148	89	125	101	156
古河市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石岡市	26	29	69	69	131	106	119	159	340	293	511
結城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
龍ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下妻市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
常総市	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
常陸太田市	157	102	140	227	421	313	423	424	514	493	496
高萩市	32	49	56	18	36	86	122	127	199	401	434
北茨城市	18	16	41	38	384	293	480	458	694	707	569
笠間市	31	26	35	43	71	80	119	118	437	655	695
取手市	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	1
牛久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくば市	43	34	82	101	112	124	112	140	226	178	506
ひたちなか市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	0
鹿嶋市	0	0	0	0	0	0	0	1	9	15	56
潮来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	14	27	12
常陸大宮市	50	83	119	137	189	226	284	293	431	630	717
那珂市	20	77	95	131	142	133	162	159	170	74	142
筑西市	11	16	14	13	23	29	29	24	20	17	20
坂東市	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	0
稲敷市	0	1	0	0	0	0	2	9	17	26	46
かすみがうら市	33	37	61	78	95	90	116	118	104	86	168
桜川市	84	70	103	96	150	180	271	245	464	465	695
神栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行方市	0	0	2	20	28	62	42	38	52	41	44
鉾田市	1	1		2	5	10	12	21	14	10	18
つくばみらい市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小美玉市	0	4	7	9	5	6	2	17	17	20	16
茨城町	0	0	0	2	5	2	1	3	3	0	1
大洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城里町	68	29	66	79	135	122	180	249	271	642	683
東海村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大子町	73	49	91	120	209	505	580	528	523	752	685
美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	34
阿見町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
河内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	834	807	1,196	1,409	2,368	2,673	3,442	3,457	4,970	6,158	7,205

(5) 狩猟者の状況

① 狩猟者登録数

平成25年度から約4,000件で推移している。その内訳は3/4が県内者、1/4が県外者となっている。

図10：狩猟者登録数の推移



詳細な値は表8（狩猟免許種類別狩猟者登録数）に記載

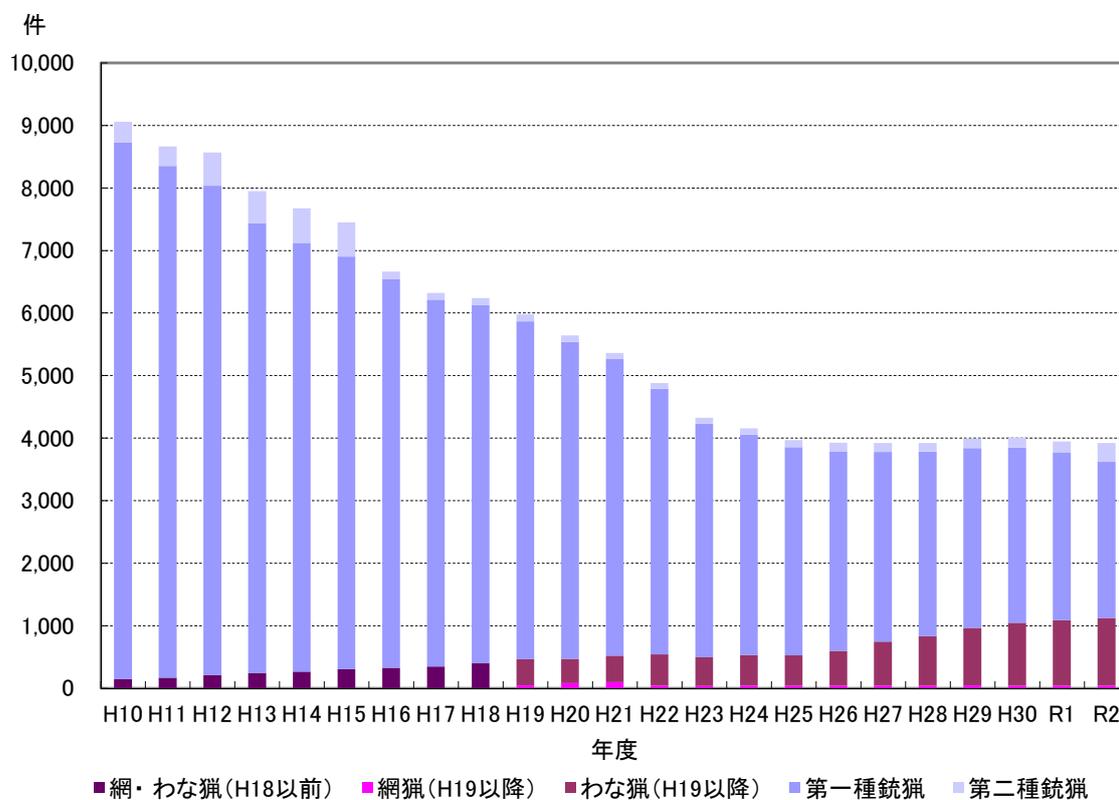
表9：狩猟免許種類別狩猟者登録数

[単位：件]

年度	網・わな猟			網猟			わな猟			第一種銃猟			第二種銃猟			狩猟全合計			前年比 (%)		
	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計
H10	126	19	145						5610	2973	8583	250	79	329	5986	3071	9057	97.1%	101.0%	98.3%	
H11	142	23	165						5365	2822	8187	236	75	311	5743	2920	8663	95.9%	95.1%	95.6%	
H12	182	26	208						5168	2656	7824	410	121	531	5760	2803	8563	100.3%	96.0%	98.8%	
H13	209	27	236						4852	2347	7199	392	119	511	5453	2493	7946	94.7%	88.9%	92.8%	
H14	237	27	264						4640	2216	6856	417	134	551	5294	2377	7671	97.1%	95.3%	96.5%	
H15	267	36	303						4489	2108	6597	428	120	548	5184	2264	7448	97.9%	95.2%	97.1%	
H16	297	29	326						4254	1963	6217	79	40	119	4630	2032	6662	89.3%	89.8%	89.4%	
H17	308	36	344						4023	1842	5865	76	33	109	4407	1911	6318	95.2%	94.0%	94.8%	
H18	356	41	397						3879	1846	5725	73	43	116	4308	1930	6238	97.8%	101.0%	98.7%	
H19				35	9	44	391	27	418	3677	1725	5402	73	37	110	4176	1798	5974	96.9%	93.2%	95.8%
H20				69	9	78	364	27	391	3430	1638	5068	66	38	104	3929	1712	5641	94.1%	95.2%	94.4%
H21				85	9	94	394	31	425	3220	1525	4745	61	36	97	3760	1601	5361	95.7%	93.5%	95.0%
H22				32	8	40	465	34	499	2927	1322	4249	58	31	89	3482	1395	4877	92.6%	87.1%	91.0%
H23				26	5	31	438	23	461	2636	1096	3732	66	33	99	3166	1157	4323	90.9%	82.9%	88.6%
H24				31	5	36	469	23	492	2485	1039	3524	80	21	101	3065	1088	4153	96.8%	94.0%	96.1%
H25				32	4	36	465	21	486	2345	985	3330	91	21	112	2933	1031	3964	95.7%	94.8%	95.4%
H26				37	3	40	534	22	556	2213	979	3192	95	39	134	2879	1043	3922	98.2%	101.2%	98.9%
H27				37	1	38	678	26	704	2082	954	3036	102	39	141	2899	1020	3919	100.7%	97.8%	99.9%
H28				37	1	38	760	29	789	2006	949	2955	96	40	136	2899	1019	3918	100.0%	99.9%	100.0%
H29				39	4	43	885	32	917	1920	958	2878	116	34	150	2960	1028	3988	102.1%	100.9%	101.8%
H30				35	5	40	965	39	1004	1866	934	2800	115	48	163	2981	1026	4007	100.7%	99.8%	100.5%
R1				37	3	40	1011	32	1043	1760	930	2690	119	53	172	2927	1018	3945	98.2%	99.2%	98.5%
R2				34	2	36	1053	31	1084	1666	830	2496	123	57	180	2876	920	3796	98.3%	90.4%	96.2%

狩猟免許の種類別では、第一種銃猟は減少し続けており、令和2年度は2,496件となっている。わな猟は県内者を中心に増加傾向にあり、令和2年度は1,084件となっている。

図 11：狩猟免許種類別狩猟者登録数の推移

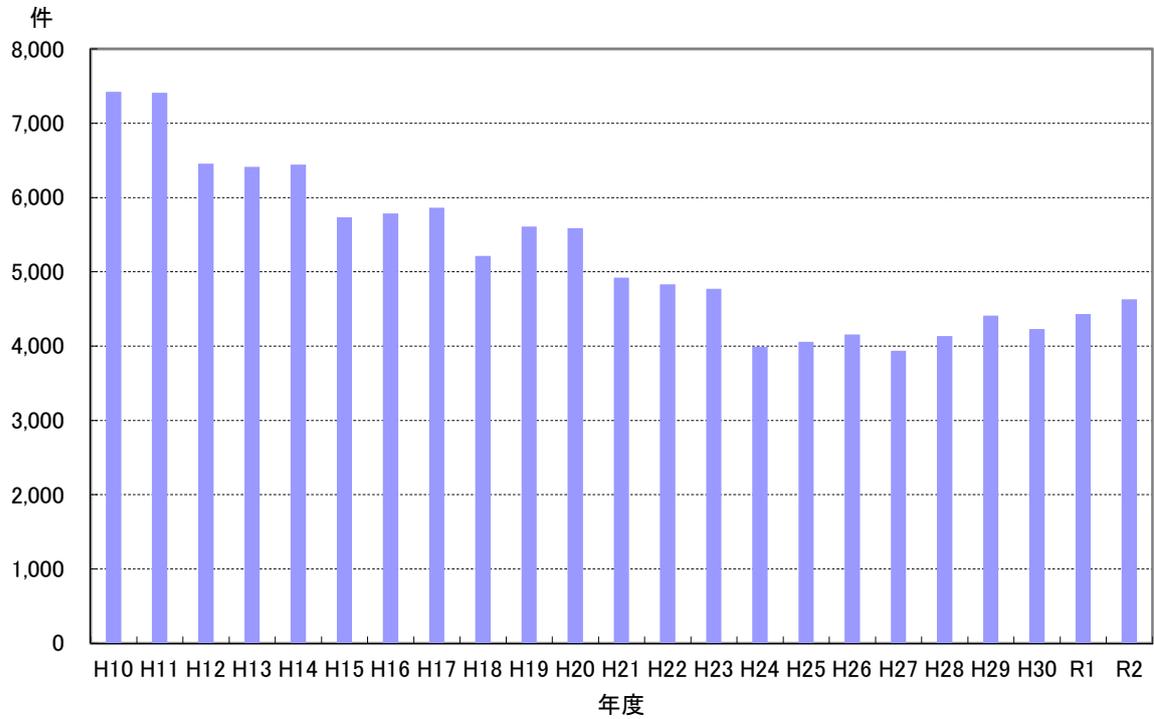


詳細な値は表 8（狩猟免許種類別狩猟者登録数）に記載

② 狩猟免許交付状況

狩猟免許交付件数は、平成 27 年度まで減少傾向が続いたが、その後やや増加傾向に転じ、令和 2 年度は 4,626 件となっている。

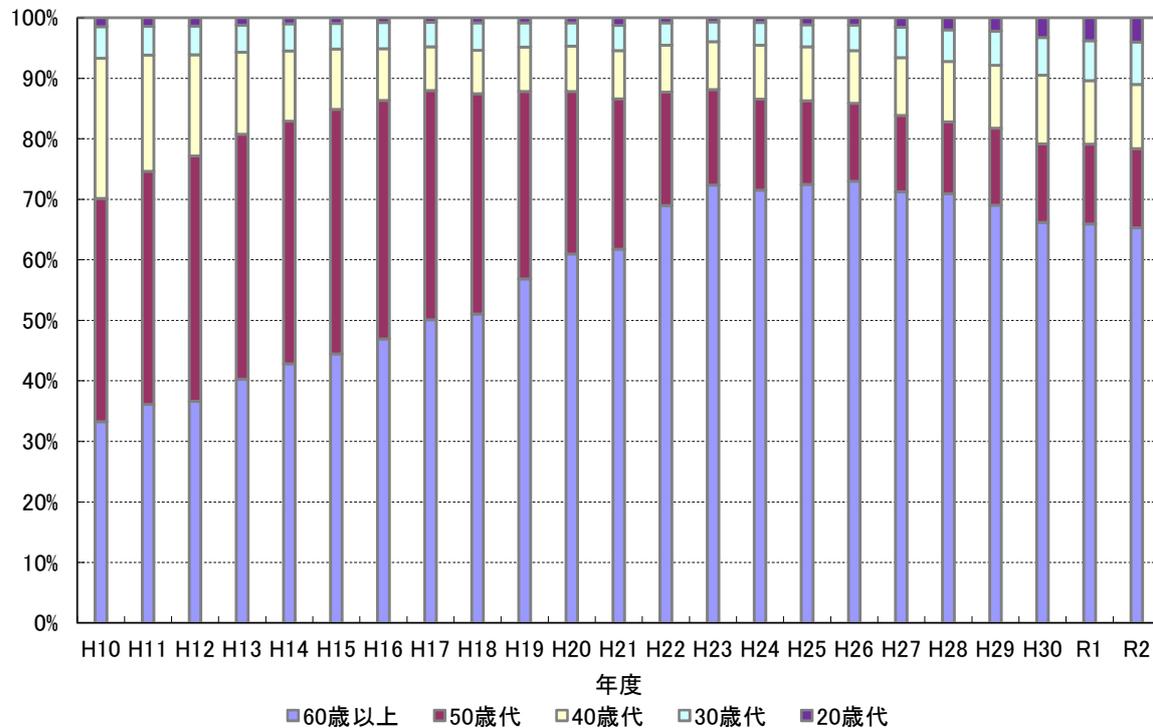
図 12：狩猟免許交付状況



詳細な値は表 9（狩猟免許交付件数と年齢構成の推移）に記載

狩猟免許交付者の年齢構成は、平成 26 年度までは 60 歳以上の割合が増加傾向にあったが、その後は減少に転じ、令和 2 年度では 65.3%となっている。

図 13：狩猟免許交付者の年齢構成



詳細な値は表 15（狩猟免許交付件数と年齢構成の推移）に記載

表 10：狩猟免許交付件数と年齢構成の推移

年度	交付件数	年齢構成 (%)				
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
H10	7,421	1.5%	5.2%	23.2%	36.9%	33.3%
H11	7,408	1.4%	4.7%	19.2%	38.5%	36.1%
H12	6,455	1.3%	4.8%	16.7%	40.5%	36.6%
H13	6,412	1.2%	4.5%	13.5%	40.5%	40.3%
H14	6,439	1.0%	4.5%	11.6%	40.1%	42.8%
H15	5,733	0.9%	4.2%	10.0%	40.4%	44.4%
H16	5,784	0.8%	4.3%	8.5%	39.4%	47.0%
H17	5,859	0.7%	4.1%	7.2%	37.9%	50.1%
H18	5,210	0.8%	4.6%	7.2%	36.4%	51.1%
H19	5,608	0.9%	4.0%	7.3%	31.0%	56.8%
H20	5,586	0.8%	3.9%	7.5%	26.9%	61.0%
H21	4,921	1.2%	4.2%	7.9%	24.9%	61.8%
H22	4,831	0.8%	3.7%	7.8%	18.8%	69.0%
H23	4,771	0.7%	3.2%	7.9%	15.8%	72.4%
H24	3,985	0.8%	3.8%	8.9%	15.1%	71.5%
H25	4,057	1.1%	3.6%	8.9%	13.8%	72.5%
H26	4,156	1.2%	4.2%	8.7%	12.9%	73.0%
H27	3,934	1.6%	5.0%	9.5%	12.6%	71.3%
H28	4,133	2.0%	5.2%	10.0%	11.9%	70.9%
H29	4,406	2.2%	5.6%	10.4%	12.7%	69.1%
H30	4,227	3.2%	6.2%	11.4%	13.0%	66.2%
R1	4,429	3.8%	6.6%	10.5%	13.2%	65.9%
R2	4,626	4.0%	7.0%	10.6%	13.1%	65.3%

※H27年度以降は20歳代に10歳代（18、19歳）を含んでいる

③ 狩猟免許の新規取得者

狩猟免許の新規の取得者数は平成 26 年度まで 110～160 人程度で推移していたが、平成 27 年度に 399 人と大幅に増加した。その後も約 300 人前後を維持し、令和 2 年度は 306 人となっている。免許の種類別の傾向では、平成 27 年度以降はわな猟の増加が顕著である。

表 11：狩猟免許新規取得者の推移

[単位：人]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網 猟	2	5	9	4	12	16	6	5	10	14	2
わ な 猟	75	76	58	78	102	312	180	265	228	196	222
第一種銃猟	33	49	39	64	47	67	79	94	127	71	79
第二種銃猟	1	5	6	6	2	4	5	6	6	11	3
合 計	111	135	112	152	163	399	270	370	371	292	306

※鳥獣保護管理法第 49 条第 2 号による狩猟免許試験の一部免除者を除く

(6) 被害防止対策実施状況

県内 29 市町村※においては、イノシシを対象とする鳥獣被害防止計画を作成するとともに、市町村、猟友会及び農業団体等を構成員とする被害防止対策協議会を組織して、電気柵等侵入防止柵の設置などの被害防止対策を行っている。

※イノシシを対象とする鳥獣被害防止計画を策定している市町村（令和 3 年 3 月現在）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村

(7) 放射性物質への対応

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所事故以降、本県のイノシシ肉から基準値を超える放射性物質（セシウム）が検出されたことから、県内で捕獲されたイノシシ肉は出荷が制限されている。（令和 4 年 3 月現在）

県は、管理地域区域内で許可捕獲されたイノシシ肉に含まれる放射性物質（セシウム）の測定を行い、その測定結果を公表している。

平成 30 年度から令和 2 年度までの直近 3 年間では、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準を超える放射性物質（セシウム：100Bq/kg）を含んだ検体は確認されなかった（表 17）。

表 12：イノシシ肉の放射性物質（セシウム）測定結果

（県環境放射線監視センターにおいて検査したもの）

年度	検体数	100Bq/kg 超の 個体数（割合）	検出された放射性物質の 平均値（単位：Bq/kg）
平成 23 年度	16	14（87.5%）	346.6
平成 24 年度	15	4（26.7%）	91.4
平成 25 年度	33	10（30.3%）	81.9
平成 26 年度	39	7（17.9%）	65.0
平成 27 年度	34	3（8.8%）	52.8
平成 28 年度	27	1（3.7%）	42.3
平成 29 年度	27	1（3.7%）	34.5
平成 30 年度	22	0（0.0%）	33.4
令和元年度	14	0（0.0%）	35.0
令和 2 年度	11	0（0.0%）	19.4

(8) 市町村別統計資料

表 13：イノシシによる農作物実被害面積（市町村別）

[単位：a]

	H12	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水戸市	75	1,006	789	400	432	127	75	216	392	127	119	57
日立市	110	29	46	196	466	513	563	508	177	90	21	19
土浦市	0	360	360	360	180	360	360	0	0	90	100	100
古河市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
石岡市	490	786	501	6	113	322	346	26	866	532	587	869
結城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
龍ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下妻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常総市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
常陸太田市	3,106	554	179	338	252	347	256	311	280	129	116	207
高萩市	0	46	40	80	354	348	243	223	137	18	142	138
北茨城市	20	0	0	24	35	52	53	59	65	61	55	39
笠間市	13	1,018	786	953	759	1,217	1,273	2,152	2,971	2,022	1,404	1,729
取手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
牛久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくば市	210	10	3	20	13	7	83	2,537	3,312	1,181	846	856
ひたちなか市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿嶋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	60	45
潮来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	66	49
常陸大宮市	1,950	156	101	108	101	104	290	251	578	329	332	249
那珂市	0	26	93	138	93	97	25	73	29	28	27	16
筑西市	0	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	24
かすみがうら市	140	204	182	173	148	133	143	92	99	219	212	354
桜川市	130	230	384	706	542	976	1,727	3,171	2,379	3,187	3,522	2,890
神栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行方市	0	0	0	3	200	260	170	34	25	23	25	24
鉾田市	0	0	0	0	5	12	14	8	17	16	106	78
つくばみらい市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小美玉市	0	0	6	1	48	10	0	0	42	51	6	184
茨城町	0	0	0	0	0	5	0	0	21	0	0	0
大洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城里町	120	197	285	429	98	0	189	132	141	94	96	119
東海村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大子町	650	165	323	143	556	269	563	385	497	405	219	158
美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
阿見町	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0
河内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,014	4,793	4,086	4,078	4,396	5,159	6,413	10,214	12,028	8,640	8,100	8,234

(H12～27: 県農業総合センター病害虫防除部、H28: 農村環境課、H29～R2: 農村計画課調べ)

表 14：イノシシによる農作物被害量（市町村別）

[単位：kg]

	H12	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水戸市	1,400	88,527	115,891	43,575	146,785	17,503	10,626	73,291	146,230	47,021	45,252	13,894
日立市	0	2,420	5,740	21,970	55,195	60,389	66,826	60,233	19,987	9,091	1,390	1,478
土浦市	0	25,362	25,344	25,434	9,396	26,442	26,622	25	25	9,942	11,683	11,598
古河市	0	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	973
石岡市	45,600	40,935	25,943	705	7,415	17,506	18,420	2,134	52,753	22,449	39,214	45,037
結城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
龍ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下妻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常総市	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	3	0
常陸太田市	16,320	41,074	22,413	21,286	24,939	52,125	28,861	28,462	28,126	16,400	15,583	14,198
高萩市	0	6,072	3,762	5,081	45,833	48,504	25,785	23,933	12,721	3,394	10,585	7,369
北茨城市	4,000	0	520	1,703	2,045	4,419	5,020	7,327	7,241	11,623	7,671	5,234
笠間市	2,300	78,974	65,344	72,739	72,573	68,060	86,101	131,774	178,346	117,266	85,516	63,933
取手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
牛久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくば市	22,900	525	168	1,024	694	355	4,400	159,335	192,661	71,156	58,544	61,387
ひたちなか市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿嶋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,450	11,407	8,495
潮来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0
守谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	954	3,490	2,583
常陸大宮市	80,700	10,356	10,354	11,239	11,541	12,166	15,428	13,278	44,803	18,179	20,438	13,105
那珂市	0	1,355	4,808	7,204	4,855	5,063	2,458	5,085	5,810	4,151	3,518	2,421
筑西市	0	234	398	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,015	2,018
かすみがうら市	10,700	16,552	16,553	15,726	14,582	10,926	11,494	8,857	9,016	20,526	28,386	42,265
桜川市	7,060	12,094	19,874	36,853	28,293	50,901	89,278	111,924	110,677	109,197	139,808	103,622
神栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行方市	0	0	0	644	51,860	55,532	34,496	7,209	4,444	3,936	4,410	4,121
銚田市	0	0	0	0	1,487	2,830	3,536	1,966	4,484	2,625	27,086	19,412
つくばみらい市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小美玉市	0	0	533	0	4,917	750	850	1,739	5,694	1,737	967	1,793
茨城町	0	0	0	0	0	681	0	0	2,972	69	34	0
大洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城里町	800	8,820	15,322	47,886	6,580	0	9,897	6,999	9,944	4,662	5,850	274
東海村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大子町	5,000	26,893	16,704	7,465	29,023	14,044	29,952	3,314	26,291	21,465	11,628	8,269
美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523
阿見町	0	0	0	0	0	0	1,758	0	0	0	0	0
河内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	196,780	360,417	349,671	320,534	518,039	448,196	471,808	646,885	862,226	501,293	534,628	434,002

(H12～27: 県農業総合センター病害虫防除部、H28: 農村環境課、H29～R2: 農村計画課調べ)

表 15：イノシシによる農作物被害額（市町村別）

[単位：千円]

	H12	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水戸市	280	23,584	21,483	10,182	8,745	2,907	1,213	1,920	2,585	1,094	1,026	567
日立市	500	519	1,068	3,942	9,808	11,336	11,569	10,788	8,311	1,493	256	268
土浦市	0	6,303	5,982	5,904	2,217	6,275	5,928	7	8	4,429	5,388	5,449
古河市	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
石岡市	8,400	10,068	6,299	131	1,833	4,447	3,914	442	11,091	5,028	7,703	9,477
結城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
龍ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下妻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
常総市	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0
常陸太田市	2,330	8,083	3,848	4,068	4,457	8,994	4,458	5,618	4,300	2,973	3,423	4,246
高萩市	0	1,031	696	1,025	6,375	5,645	3,704	3,911	2,403	628	1,812	1,657
北茨城市	608	0	0	340	470	925	986	1,233	1,314	2,035	1,427	1,019
笠間市	304	15,291	12,158	12,830	10,895	16,186	17,159	26,075	40,136	25,294	17,769	14,940
取手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
牛久市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つくば市	3,500	104	41	249	164	81	937	30,866	38,678	13,295	10,786	11,872
ひたちなか市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿嶋市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,009	2,250	1,725
潮来市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0
守谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184	696	531
常陸大宮市	17,760	2,332	1,909	1,968	1,948	2,149	3,286	2,747	7,705	3,491	3,847	2,680
那珂市	0	333	1,168	1,563	1,146	1,286	432	962	945	987	694	491
筑西市	0	58	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0
坂東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稲敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	539	601
かすみがうら市	2,811	4,407	4,184	4,009	3,709	2,981	2,890	2,211	2,168	5,475	7,174	10,919
桜川市	1,611	2,414	4,829	7,997	6,677	12,929	17,474	21,001	22,520	22,679	22,486	18,738
神栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行方市	0	0	0	97	7,520	8,132	5,247	1,104	762	732	870	837
鉾田市	0	0	0	0	181	395	508	295	678	598	5,388	3,936
つくばみらい市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小美玉市	0	0	109	0	992	794	144	370	2,231	3,665	174	490
茨城町	0	0	0	0	0	113	0	0	605	13	5	0
大洗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城里町	160	1,923	3,722	6,239	1,460	0	2,108	1,448	1,931	1,191	1,064	91
東海村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大子町	600	3,015	4,059	1,620	6,849	3,567	6,380	3,480	5,368	4,139	2,319	1,700
美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108
阿見町	0	0	0	0	0	0	375	0	0	0	0	0
河内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38,864	79,510	71,652	62,164	75,452	89,142	88,712	114,478	153,745	100,431	97,126	92,541

(H12～27: 県農業総合センター病害虫防除部、H28: 農村環境課、H29～R2: 農村計画課調べ)